

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第173号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第173号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年11月21日

健康福祉局

議案第 173 号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 118 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするもの
- (2) 上記 1 に伴い、更生施設の設置者が、各入所者ごとに作成する計画を改めるもの
「更生計画」→「個別支援計画」

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第74号</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第19条 救護施設の設置者は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>2 救護施設の設置者は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</p> <p>3 救護施設の設置者は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。</p> <p>4 救護施設の設置者は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>5 救護施設の設置者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>6 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>(規模)</p> <p>第21条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>2 更生施設の設置者は、当該更生施設における入所者の総数に占める被保護者である入所者の数の割合がおおむね80パーセント以上となるようにしなければならない。</p> <p>(生活指導等)</p>	<p>○川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第74号</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第19条 救護施設の設置者は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>2 救護施設の設置者は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</p> <p>3 救護施設の設置者は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。</p> <p>4 救護施設の設置者は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>5 救護施設の設置者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(規模)</p> <p>第21条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>2 更生施設の設置者は、当該更正施設における入所者の総数に占める被保護者である入所者の数の割合がおおむね80パーセント以上となるようにしなければならない。</p> <p>(生活指導等)</p>

改正後	改正前
<p>第24条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるようにするために入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、更生施設における生活指導等については、第19条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第25条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 更生施設の設置者は、作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。</p>	<p>第24条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるようにするために入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、更生施設における生活指導等については、第19条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（作業指導）</p> <p>第25条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 更生施設の設置者は、作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。</p>